

## 意見書【案】

平成 27 年 8 月 6 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 698-0024

住所 しまねけん ますだしえきまえちやう 島根県益田市駅前町17-1 EAGA A201

氏名 かぶしきがいしやあつとあい 株式会社アットアイ

だいいひやうとりしまりやく よこた ひろと 代表取締役 横田 洋人

電話番号 0856-25-7477

電子メールアドレス info@i.at-ijp

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出  
します。

章	頁	意見
第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方	24 頁- 25 頁	<p><b>【答申案】</b></p> <p><b>2. 既存の光配線区画の見直し等に関する考え方</b></p> <p>「接続」型の提供形態を採用する電気通信事業者にとっては、主端末回線1芯線ごとに接続料の支払いが必要となる現行の接続料体系の下では、主端末回線1芯線を共用することのできる契約者を増やせば増やすほど「利用者当たりの接続料相当額」を低廉化させることが可能であり、主端末回線を共用することのできる契約者を増やすことが事業戦略上決定的に重要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>光配線区画あたりの平均回線数は、地域ごとに大きな差異があり平均収容数の少ない地域においては、必然的に主端末回線に接続されるユーザー数が少なくなりユーザーあたりのコストも高くなる。</p> <p>(例. H26 年 9 月末時点の光配線区画あたりの平均回線数は 大阪府:49.8 回線 島根県:29.1 回線で、それぞれの府県で同様の利用率であった場合にも、収容が分散する島根県の1ユーザーあたりの主端末回線費用は大阪府の実質 1.7 倍となる。)</p> <p>このように、サービスを全国展開していない地域系の通信事業者にとっては「接続」への参入が難しい状況であり、全国各地の地域系通信事業の新規参入を促すためには、地域毎の実質費用が同等となるよう本答申案の見直しが必要と考える。</p>
	25 頁- 26 頁	<p><b>【答申案】</b></p> <p><b>3. 1. 「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方</b></p> <p>「8収容」の原則が遵守されないような実態があれば競争関係にある接続事業者の収容率が上がらず、その結果、費用が引き上げられることにもつながるため、こうした事例が発生し、又は発生するおそれがある現状のままでは、接続事業者の採算が取れる時期の遅れや、ひいては参入意欲の低下にもつながりかねず、「接続」によるFTTH市場への新規参入を思いとどまらせる効果が残ると考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>主端末回線単位という料金体系においては、主端末回線を効率的に利用するというインセンティブが NTT 東西殿に働かな</p>

章	頁	意見
		<p>いため、モラルハザード的に「8収容」の原則が崩れることは当然考えられる。</p> <p>また、「8収容」の原則が崩れないよう、様々な報告・監視のルールを定め運用することは手間やコストに繋がる上、実際に問題が見つかった場合には、影響のあった接続事業者の不利益を整理し費用の扱いを調整する必要があるなど多くの問題を生じることとなる。</p> <p>これらについては、分岐単位接続料の考え方をを用いることで、主端末回線を効率的に利用するというインセンティブが NTT 東西殿に強く働くことになるため、結果的に報告・監視のルールを定めることなく「8収容」の原則が守られると考える。</p>
	45 頁- 46 頁	<p><b>【答申案】</b></p> <p><b>6. 2. 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置</b></p> <p>加入光ファイバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる。～中略～ 新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019(平成 31)年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>「FTTH市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる」とあることから、事業者が新規参入可能となる条件等について何かしらの検討がなされたものと思われるが、答申案にはその記載が見当たらない。</p> <p>もし、事業者の新規参入見込みが何ら無いままに本答申案が提出されたのであれば、今後、新規参入する事業者が無い状況が長期間続くことが容易に想像できるため、改めて本件調査の上、直ちに答申案の見直しを行うべきと考える。</p> <p>また、NTT 東西殿から出された本提案のタイミングが遅く、その内容を審議会で十分に検討する時間が無かったとすれば、その提案については答申に含めるべきではなく、別の形で継続審議していただきたい。</p>

以上